

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

歴史的な闘いに参加するとき	2
いよいよ憲法が政治の焦点に	3
——軍拡路線と憲法の衝突は必至——	7
強まる日・米「韓」三国同盟結成の動き	8
地区 労 を 残 そ う !	11
——地区労は地域労働者、組合自主的組織——	14
借金は ず し で 巨 大 利 益	18
——「JR一年」を問う——	10
仲間とともに全通運動の再生強化へ	10
——職場実態を前に問われる活動家の対処——	18
許さんぞ 労組法改悪	18
——「廃案へ」と中央集会——	10
読者からのおたより	18
編集部だより	10
党建協一周年記念総会・講演会に参加しよう	18

旬刊 社会通信

NO. 370

一九八八年六月一日

一九八八年六月一日発行

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

歴史的な闘いに参加するとき

総評本部は完全に開き直っている。七月二十六日からの総評定期大会で、全的統一が明確なまま八九年解散を決めることのみを強行しようとしているのである。

左派と統一労組懇に高いハードルを与え、統一労組懇を挑発することに躍りとなっていった。本紙三六八号でも紹介された「真柄メモ」(四月二十二日)「進路と役割」、ICTU、統一労組懇問題で真柄総評事務局長が連合に提出した総評の連合への身売り——代価交換なしに——決定の歴史的文書などは、一昔とは言わない数ヶ月前まではマル秘文書の類だった。それを総評が全国に公式に配布している『労戦統一ニュース』No17に堂々とのせているのである。まさに、『緊急パンフ』発行などによる立山学氏らの活躍の場面を、総評本部は気の毒にも皆無にしてしまっているといえる。

開き直りの総評本部に対し、「切りこみ隊長」は全官公である。本年二月五日の全官公の連合宛文書で、初めて公式文書上に「社会主義協会の排除」をうたったことで有名となり、「労働界全体の統一は、『連合』が母体となるべき」(四月二十二日)、「連合と友愛会議・全官公」首脳会談合意事項」と宣言する。そして今度は、県評が残るところでは県同盟も残す。「全的統一」は「理論的にも、現実的にもありえない姿」、総評の言う「新綱領」、「統一ナショナルセンター」などは「未だ連合のどの機関でも論じられていないもの」などと、友愛会議に臆面もなく語らせている(四月一八日、友愛会議「地方組織代表者会議・地方対策委員会・政治委員会合同会議」)。

そしてこれら四月一二、一八日の文書もなんのためらいもなく総評同ニュースに掲載しているのである。

これに対し私たちのなすべきことは何か。それは、総評本部流の「全的統一」への一切の幻想をたちきって、私たちも開き直すことである。国労六本木前委員長提唱の「連合にいかない、いけない単産の結集」に、「解散しない、できない県評の結集」を加えて、今こそ全国の心ある人々によびかけるべきときである。情熱をこめて語り、足でかせいで全国の間と連絡をとりあうときである。

読書の速度のきわめて遅い筆者は、一年がかりで司馬遼太郎『竜馬がゆく』(文庫本八巻)を感動のうちによく読了した。あの頃と比べ、電話も新幹線もあるし、(多少金はかかるが)まず力で首をはねられる心配はないではないか。

私たちはマルクス読みのマルクス知らず、難解な文章で人を惑わす「哲学者」となって、「ナショナルセンター」は旧来の労組幹部に任せておくことだ。などと無責任な放言をし、「労働者階級ほどのナショナルセンター」に属するのであれ、マルクス主義の担い手をかならず必要とするでしょう。などおさまりかえってはならない。

そして今、私たちの身の回りにある反共意識の克服こそ重要である。確かに現在の日本共産党指導部には、大「韓」航空機事件への態度、ソ連共産党と日本社会党との友好関係への介入、ともすると右派労組でなく左派労組を分裂させることなど誤っている点、独善的な点は多々ある。しかし向坂先生は「共産党を批判するときは、その分だけ自らの身を左におかねばならない」と言われた。今こそ社会党左派の主体性をもって、労農派マルクス主義の立場で歴史的な闘いに参加すべきときである。

いよいよ憲法が政治の焦点に

——軍拡路線と憲法の衝突は必至——

奥野は前科者

一九八〇年代に入り、憲法問題が緊迫化している。自民党内の解釈改憲派と明文改憲派の対立が客観情勢の変化と相まって急速に融合する傾向にあるからだ。

その口火を切ったのが、四月後半来マスコミをにぎわせた国土庁長官奥野だった。内務省上がりの奥野は一九八〇年八月二十七日(当時、法務大臣)「政治家としての所見だが」とことわりながら、改憲についてこう述べた。

「今の憲法は占領軍の指示に基づいて決定したものであり、国民の間から自分たちで(憲法を)守ろうという議論が出るのは望ましい」「憲法第九条のような独立の基本となる条文についても有力政党間に一八〇度の違いがある。だから国民合意の中で(憲法を)つくり直そうというのなら好ましいことだ」

さらに九月二日の記者会見では、護憲運動は「言論の自由を阻害する」などこういいました。

「憲法九条の解釈に一八〇度の違いがあるのをほうっておいていいだろうか。とことん話して国民の合意の下にまとめたものだ。それには議論をしなければならぬ、九条について私は合意を求めたらどうかといっているのに、法相は罷免だというのは脅迫であり、言論封殺だ。憲法の改革にもいいところはある、戦後の改革にもいいところがあった。憲法に関していろいろの考え方があれば発展していく」

さらには、改憲の手續きの側面の発言にとどまらず、実体面にふみ込む、次のような発言もある。これは一九八〇年代の改憲の目標がどこにあるかを明瞭に示すものだ。

「自衛隊が違憲といわれる存在では、いくら装備を充実しても役に立たない。国際環境が厳しければ、それに対応して期待できる自衛隊にならなければならぬ」

この発言がおこなわれたのは、中曽根が「行革で大掃除してお座敷をきれいにして立派な憲法を安置する」と述べたときであり、行革、労戦再編成、軍事拡大の反動攻勢が切っけとおとされたときであった。

改憲派の本音を吐露

この人物は再び第二次世界大戦後のいわゆる「憲法体制」を批判する一連の発言をおこなった。

発言一 「戦後四十三年たったのだから、占領軍の亡霊に振り回されることはやめたい。鄧小平氏の発言に国民皆が振り回されているのは情ない。(教科書は) 神話、伝説をもっと取り上げたらいいと思う」(四月二二日)。

発言二 「日本が侵略国家でなかったと言っていない。アジア全体が白色民族の植民地になっていたが、今では日本だけが侵略国家のラク印を押されているのが残念でならない」(四月二五日)。

発言三 「(中国への) 誹謗の意思は全くない。私の発言が中国の新聞で反発を買っていることはたいへん残念なことだ。迎合、反発しあうのではなく、論議し理解しあうことが日中の真の友好を深めることだ」(四月二七日)。

発言四 「第二次大戦」当時、日本は中国を侵略する意図はなかった。東京裁判は勝者が敗者に加えた懲罰だと理解している」(五月九日)。

発言五 「日中戦争は昭和一二年の盧溝橋に発したと考えられているが、ライシャワー氏(元駐日米大使)は『ジャパン』という本の中で、まったく偶発的な事情で始まったと述べている。私もこのような見地に立っている」(五月一日)。

これらの発言は行革、労戦再編が支配階級の意図のもとにほぼ達成された状況下でおこなわれていることが特徴である。

自民党の大勢は奥野発言支持

奥野は八〇年のときと同様、今回も閣僚を辞任した。当然のことである。しかし、彼に反省の姿勢はまったくくない。辞任の弁でも「やめたのは」国会の運営に迷惑がかかるから。発言が間違っているということは、日本の将来に過ちを残すことになるのでできない」と居直った。

この強気の背景を「読売」(五月一日)はこう解説している。

「奥野氏の辞任ですべてが決着したわけではない。十三日午前の閣議における中尾栄一経企庁長官の同調発言に見られるように、奥野氏と歴史観を共有するタカ派閣僚は中尾氏のほかにもいる。また自民党内にも奥野発言を是認する空気が強い。

こうした自民党内の雰囲気は、三百議席という『数の力』を背景とした単なる『安定ボケ』から来るものではなく、自民党の底流にある『戦後政治の総決算』と呼応した、昭和史見直しへの根深い願望からにじみ出たものといえる。それだけに今後、第二、第三の『奥野問題』が発生しないという保証はない」

このように奥野支援の声は自民党内にけっして小さくない。

第一。札付きの右翼を中心に組織される「日本を守る国民会議」の中心メンバー、黛敏郎や井本台吉は、「奥野前国土長官の一連の発言は正しい現代史観を取りもどす勇氣ある発言」と、五月一九日東京で「奥野発言を支持する国民集会」を開いた。

第二。奥野発言の渦中で迎えた五月三日の憲法記念日前日の二日、「自主憲法期成議員同盟(木村陸男会長、自民党と同党を離党した保守系無所属の国会議員二四三人で構成)」と「自主憲法制定国民会議」(同会長)は、四項目の憲法改正案を発表した。「毎日」(五月三日)によれば次のようなものである。

(1)天皇を日本国の『象徴』ではなく『元首』に改める。(2)戦争放棄を定めた九条の第二項のあとに解釈規定として『自衛のために必要な限度の軍事力の保持、行使まで禁止したものではない』を加える。(3)私有財産に関する第二十九条の中に『土地の究極的所有権は国家に属する』との一項を挿入する。(4)私学助成を原則禁止とした八十九条を見直す

第三。改憲論者を認ずる中曽根前首相が五月一日、アメリカで再び改憲論を主張したことだ。

「元勳たちが去ったあと、(憲法上の)欠陥が露呈し、内閣と軍部の不統一は歴然となり、それが軍部の独走を許して戦争、破局へと日本を導いた」「憲法の欠陥を人間的な力でカバーすることは、長い時間の過程で極めて困難であり、そのような憲法は早期に国民の合意を形成し、改正されていかなければならない」

第四。自民党の幹事長が「奥野発言はそう間違っていないと、五月二三日、次のように講

演していることだ。

「奥野発言に対しては中国、韓国から『過去に対する反省がない』との批判があり、野党も一緒になって『何とかしろ』と主張した。奥野さんも（閣議発言などで）問題を拡大したこともあり、辞職ということになった」

以上のように、自民党内部で奥野発言を批判する動きはほとんどない。「読売」記事が「第二、第三の『奥野問題』が発生しないという保証はない」という背景である。

改憲が自民党の中心に

これらの発言に対するわが国内外での厳しい反応は、「日本のネオナショナリズム」と呼ばれるにいたった現象に対する深刻な懸念をはっきりと示すものだ。二五〇万の日本の戦没軍人の「霊が宿る」とされ、一〇年前にはA級戦犯が合祀された靖国神社の例祭にあたり参拝した奥野は、閣僚がこの神道のパンテオンに参拝する慣行を非難した中国のリーダー鄧小平氏を批判する発言を行った（発言一）。さらに奥野は、過去の戦争において日本は侵略者ではなかったと断言し、日本のアジア侵略は「白色人種」の植民地主義的拡張に対抗する自衛行為であったと言わんばかりの主張を行った（発言二）。

七五歳の国土庁長官は十分に経験を積んだ政治家であり、自分の発言の政治的影響を予見しなかったはずはない。日本外相の中国、インドネシア、シンガポール訪問の直前に、閣僚の地位にある政治家があえてこの挙に出たという事実そのものが、多くを物語っている。それは何よりもまず、自民党内の動向、右翼勢力の結集を物語っており、それがあるからこそ長官は第二次大戦の結果やポツダム宣言と日本国憲法の条項を修正する考えを公然と説くことができるのだ。今日、保守陣営の中に自分の力に自信をもつ諸グループが広く形成され、戦争で近親者を失った数百万の日本人の感情につけこんで国内に排外主義的風潮を復活させようと努めていることが、明らかにになっている。そしてこのためには国際舞台での日本の公式路線をひっくり返すことさえ、あえて辞さないのだ。

日中は緊張関係に

たとえば日中関係は、かなり緊張した状態にある。京都の中国留学生寮は台湾のものだとする日本の裁判所の決定や、日本製品の対中輸出に響いたココムの制限に、中国は公然と不満を表明している。他のアジア諸国の首都と同様、中国でも日本の教科書検定にまつわるそれほど昔のことではないいきさつも忘れ去られてはいない。この時、日本の文部省は過去の戦争での日本軍の犯罪行為を記述する若干の部分や表現の書き直しを要求したが、これは東京と北京、ソウルとの間の深刻な外交上の問題になった。このいきさつが示したように、教科書改定の音頭をとった小川氏、朝鮮併合と一九三七年の南京虐殺を公然と弁護した藤尾氏のような政治家が教科書制度のトップに立っていたことを考えれば、隣接諸国の国民は世界第三の経済大国の若い世代がどのようなものになるかに無関心ではいられないのだ。

実際のところ、テレビ、映画、文学でかつての侵略の参加者が栄光に包まれて描かれ、日本人および日本のものすべての優秀性が説教されている現状を見れば、若い世代がどんな世界観をもつことになるかは、想像に難くない。

無視できぬ歴史的伝統

宗教的伝統と密接にからみ合ったわが国の民族の絶対優越のイデオロギーは、長い歴史をもっている。その歴史の全期間にわたって、このイデオロギーは隣接諸国民を対象とする武力による拡張という形で、一度ならず実現されてきた。豊臣秀吉の時代から始まって、まずその対象となったのが朝鮮と中国であった。今世紀初頭に日本が世界再分割の争いに加わった時、「白人植民地主義者」に対抗して日本に庇護下にアジア人を結集させるといふスローガンが出現した。

奥野が小学校に通っていたころ、当時の原敬首相がこの構想をきわめて明確に定式化した。一九一九年五月二日の閣議での同首相の発言は、二〇世紀は有色人種が国家的に統合し、異質の文明を拒否する世紀とならなければならぬ、日本はアジアの最先進国として、有色人種、まず第一にアジア大陸諸民族の解放運動の先頭に立ち、帝国の旗じるしのもとでの解放と統一の標語を掲げなければならぬという趣旨のものであった。一九四〇年代になると、ほぼ一〇〇〇万km²の領土が日本帝国の「旗のもと」にあった。その人口は四億〇八〇〇万、そのうち二〇〇〇万——主としてアジア人が「大東亜共栄圏」の犠牲となった。

世論にも変化

今日の日本では、あらゆる点から判断して、ナシヨナリズムの復活は避けられないと見ている人が少なくない。その第一の理由は、自らが始めた戦争に対する道徳的責任感にもとづく従来の尺度を見直そうとするプロセスが、精神生活のすべての領域に及び、政治の分野にも入り込んでいくからだ。「われわれは何ら恥ずべきことはやっていない」と藤尾は説く。彼もまた過去の歴史の復権、東京裁判の「不当性」の承認を要求する人たちの一人だ。米国を含む他の世界に対する経済的・技術的優越感の症候群や、日本の輸出に対する保護貿易主義的傾向の強まりが、ますます目立ってナシヨナリズムを触発する。

戦後の歴代首相の中で民族主義的傾向の最も強い首相の一人だった中曽根氏でさえ、その任期の最後の数年間には右翼の激しい攻撃にさらされたという事実は、わが国で排外主義勢力が明らかに台頭していることを物語る。経済力に見合う軍事力増強という彼らの呼びかけは、社会党の基本政策転換の動きにもみられるように、もはや二〇—三〇年前ほど幅広い抵抗を受けていない。この点についてある米外交官は東京で次のようにコメントしたと言われる。「日本人は「広島と長崎を繰り返すな」というスローガンにはたやすく賛同し、それを支持するが、もう一つの一番重要なスローガンを忘れている。それは「パールハーバーを繰り返すな」というスローガンだ」

軍拡路線と憲法の衝突は必至

こうした一連の動きと発言は、奥野や藤尾、さらには中曽根の専売特許ではない。次号で詳細に報告するが、日本資本主義が世界でもっとも能動的かつ積極的な帝国主義国となった今、憲法問題——とりわけ前文と九条——は、支配階級にとって最大の懸案事項であることだ。

独占、政府自民党の究極の目的、「戦後政治の総決算」のねらいは改憲にあり、憲法問題が大きな政治的争点になるのは時間の問題である。総評解体阻止、社会党の基本政策転換反対のわれわれのたたかいも、この点からさらに強化されなければならないであろう。

強まる日・米・「韓」三国同盟結成の動き

朝鮮半島の沿岸では米・南朝鮮軍合同演習「チームスピリット」が続けられており、両軍合わせて二〇万人の兵力および米海軍の空母とその他の艦艇が参加している。

今回の演習は、米国内では南朝鮮米軍撤退問題をめぐって論議が繰り広げられている時に実施されている。米国内では米軍の南挑戦からの撤退を支持する人々が増えている。その第一の理由は経済的なもので、海外派兵軍の維持費が米国の予算にとって大きな負担となっているからだ。南挑戦からの撤退の確立はかなり高いと判断する観測者も多い。米軍部は撤退の「補償」措置を要求して、この問題の解決を長引かせようとしている。

米軍の南朝鮮撤退問題は、現在展開されている大統領候補選出キャンペーンでの論争の対象となるほど広範に論議されている。ペンタゴンは、ワシントン・東京・ソウルから成る「三角形」の結成を重視している。この「三国同盟」は、南朝鮮からの米軍の起こりうる撤退によって生じる「空白」を埋める使命も担っている。

米・日・南朝鮮の軍事・政治方針を一致させる問題は、今年五月に予定されているカールツチ米国防長官の日本・南朝鮮訪問の際に行われる会談の主要なテーマの一つとなるであろう。

今年二月に竹下首相が南朝鮮を訪問したが、その目的は「目に見える日本・南朝鮮関係」の確立にあったと言われている。

極東における三国パートナーシップの主要な環は、言うまでもなく日米「安保条約」である。今年一月訪米した瓦防衛長官は、「安保条約」の機能のメカニズムを一層強化する問題について話し合った。会談ではまた、米RDF軍部隊用の重装備の事前集積問題も協議された。

東京は、米国の朝鮮半島政策を注意深く見守っている。日本では、新しい防衛計画の作成に当たっては朝鮮半島で起こりうる変化をあらかじめ想定しておくべきだとの声が高まっている。一九九一—一九九五年度の「自衛隊」増強計画の根底に置かれているのが、「日本の領土外で敵を撃破するための戦闘力の拡大」であることは、周知のことだ。

防衛庁では、とくに太平洋水域における「防衛力」の増強を重視している他、「三国同盟」が直面する戦略課題とNATOおよびAKZUSブロックの海軍政策とを連携させようとしている。この目的を達成する手段の一つが今年夏に実施される海軍合同演習「リムパック」への参加である。防衛庁は、この演習にヘリ搭載艦「しらせ」を含む一〇隻の水上艦を派遣することを決めた。特徴的なことは、派遣艦隊に初めて補給艦「さがみ」が含まれたことだ。補給艦「さがみ」は護衛艦との連携を実践で訓練することになるが、このことは戦闘艦艇の外注派遣を確保する課題の解決に役立つと、防衛庁は考えている。

東京は、西太平洋におけるペンタゴンの戦略の何らかの変化をきわめて危惧している。東京の一部勢力は、INF条約の調印は地域の地政学的情勢を変えたが、南朝鮮からの米軍撤退は重大な不安を引き起こすと主張している。米国は、通常軍備の近代化に対する日本の大きな寄与を期待しているが、それには十分な根拠があるのだ。日本もそれに応えようとしている。一九八八—一九九二会計年度の日本経済発展に関する政府の五カ年計画に「防衛力」の増大が初めて入れられた。

日本では兵器の生産が年々増大している。日本兵器工業会の加盟社数も最近二年間に九社から一一三社に増えた。日本の軍需産業は現在、国の「防衛費」(三〇〇億ドル)が世界第三位になったこともあって、巨額の利益をあげている。

すべてこのことは、結成が進められているワシントン・東京・ソウル「三角形」の枠内で日本の役割が増大していることを物語っている。

地区労を残そう！

——地区労は地域労働者、組合の自主的組織——

本誌でくり返し述べているように、労戦再編成は予想をはるかに超えるスピードに進んでいる。総評が「八九年解散」の意志を固めたいま、焦点は総評独自の組織である地県評・地区労をどう残すかに移ってきた。

北海道の「地区労十勝ブロック会議」機関紙一九八八年四月七日号は「地区労を残そう！」と、地域労働運動のたまたかいの方向を鮮明にしている。全国の仲間に紹介したい。

(編集部)

はじめに

一、昨年一月二〇日大手民間組合による「全日本民間労働組合連合会(連合)」が発足した。これにともない、中央の同盟と中立労連はともに解散した。総評もまた、昨年七月の第七七回定期大会で一九九〇年に「全統統一、総評解散」方針を決めた。

これを受けて、いま全国規模で討議がすすめられている。だが総評は、三月二九日の拡大評議委員会で「一年前倒しして一九八九年とする」提案を今年の大会にかけることを決めた。

二、全道労協は、こうした総評方針を受けて昨年の定期大会で、中央と一段方式で道内の統一をはかるために「全道労協労戦対策委員会」を設置し討議を進める方針を決め、「官公労」「民間」「地域、中小」「政策課題」の四小委員会と全体会議を設け討議しているが具体的な討議資料もなく、中央の流れに追従する形だけでは論議のしようもなく、本年三月一四日の全体会議に始めて「北海道における労働戦線の統一にむけて——その考え方とプロセス」(討議素材)、いわゆるタタキ台が提示された。

タタキ台を提示

全道労協のタタキ台(要旨) 「討議素材」は「第一部」労戦統一の流れの概要、「第二部」労戦統一をすすめるにあたって、「参考、討議資料」。三〇ページとなっており、その中で紙面の都合上主な内容のみ掲載します。

全道労協のスケジュール 一、道内における「統一ローカルセンター」の発足時期を総評方針を受け、一九八九年秋から九〇年夏までのゾーンを設定して対策をすすめる。

このことを前提として1、この討議素材をもとに五月末まで「労戦対策委員会」の討議をおこなう。2、六月に、第四三回定期大会に提起するための「労戦統一に関する基本方針(案)」を討議に付す。3、八月に定期大会を開き「基本方針」を決める。4、方針決定後、「統一準備会」を設置し、他の労働団体に「統一ローカルセンター準備会」の呼びかけをする。5、八九年の定期大会で最終方針を決定する。6、総評方針を受けつつ、八九年～九〇年夏までの間に統一。7、「統一ローカルセンター」発足以前に(全道労協案)「継承機構Ⅱ道民運動推進センター」(仮称)の発足。

専従者の対策 全道労協、センター地区労、地区労の専従者の雇用問題、退職金、再雇用の検討。

継承機構について 一、設置の目的(統一後においても)ただちに全体で取り組めない課題(原発、臨調行革、安保、自衛隊、農業、食糧、北方領土、原水禁、政治闘争など)と運動を低下させないよう引き続き運動を継承するために設置する。「総評センター」は

五年目途に解消される案が出ている。

二、**原則的性格** 「統一ローカルセンター」において、すべての課題について一致して運動ができるまでの間の過渡的な機構と位置づける。

三、**構成** 「設置の目的」「性格」「任務」に賛同する組合で構成し、運営は「協議会」と位置づけ対応する。

四、**組織** 1、組織は、「道段階」「ブロック段階」「市町村段階」に設置する。なお現行のセンター(ブロック)地区労は再編、統合して縮小する。

2、組織的關係は、運動の密接な連携をはかるための上、下関係を保ちつつ地域の自主性は尊重する。

財政の考え方 (日常的運動費用の考え方)

イ、全道労協費(センター費用含む)——統一ローカルセンター会費Ⅱ「継承機構費用」
ロ、地区労会館(センター分含)——ローカルセンター地方費用Ⅱ地区の「継承機構費用」

ハ、政治闘争費用は、現在の方針、考え方を踏襲する。

ニ、その他、突発的な運動費用は、都度協議する。

この討議素材では、これまでに総評が提示していた「統一ローカルセンターは地、県評レベル段階まで、全的統一後においても固有の財産としての地区労は、残さざるをえない」という考えが変えられ、しかも十勝ブロック会議は他のセンターとともに、再編統合となり地区労も現状のまま名称も組織も存続する保障がなくなり「地区統一ローカルセンター」を作り他団体と一緒に出来ない課題は、「継承センター」をつくって対応する、ということになっている。だが、綱領や規約、方針はまだ出来ておらず、統一することが優先となっており、内容は「基本方針」決定後の「準備会」で他団体と協議してつくる、となっている。

十勝ブロック会議は、この「討議素材」について、各地区労および単産の意見を集約して道の「対策委員会」に意見を反映し、地区労存続と地域労働運動の発展を期す。「あらゆる組合の大結集による全的統一」は支持し理解するが「再編」や戦線の分断、分裂、地域労働運動の縮小は認められない、との見解でのぞんでいいる。

十勝ブロックの見解

次の事から地区労は存続しなければならない。

- 1、職場、地域から資本や政府自民党の支配に対抗する闘い。地域に働く労働者の生活と権利を守り向上させる闘い。
- 2、対自治体要求(住民要求)の実現。自治体の民主化、革新化の意義(反行革、反合理化の闘い)。
- 3、中小労組の要求実現(特に上部組織をもたない組合) 未組織労働者の組織化、個人加盟の受け皿。
- 4、反戦、平和闘争(反核、軍縮、護憲)。とくに、十勝における反基地、反自衛隊闘争。
- 5、選挙闘争と推せん首長・議員との連帯強化 とくに自治体選挙の重視、地域要求・自治と分権。
- 6、各種市民団体、民主団体との連帯及び育成強化 労農共闘、反公害、住民生活の安全と環境保全など。
- 7、地区労の存在(地区労会館の建設)と発言強化(商工会、農協行政等とのかかわりについて)の意義。

地区労は、地域に働く労働者とその組合が自主的に作りあげた地域センターである。決議機関があり、地域の自主性は尊重されなければならない。したがって、単産方針のおしつけやいわゆる単産エゴは禁物である。

自主性、独自性は尊重し合いながらも、闘うために労働者の支援・連帯にこそ、力を結集することである。

◇読者からのおたより◇

貴通信の御奮闘御苦勞様です。我が人生最大の屈辱を受けた国鉄清算事業団を健康のため、このたび退職しました。闘っている仲間の戦列を離れることは忍び難い気持ちですが、高齢者の立場で、地域で闘い続けたいと思っています。

(名寄・S)

公務員の時短についての論文を載せていただけると助かります。私の特別区では、組合がほとんど先行してしまい、職場実感とはなれていきます。「四〇時間」の土俵はあるのだから、その中でどうしていくのか考えるべきだ、と言われますが、私の職場は、四八時間が四月から四六時間になっただけで、大変でいます。「時短」は組合要求だから、とも言われますが、今の時短は合理化です。

(練馬・S)

日頃の御奮闘御苦勞様です。生活苦、労働苦の増す毎日ですが、なかなか目に見える反撃が出来ず、社会党の右傾化、労働組合の体制内化が進行しています。とにかく、こんな現状を変えるには、我々の組織作りをするしかないですね。嘆いても、虚無的になっても何も変わりません。頑張りましょう。

(東京・M)

行政改革合理化、労戦問題、社会党の右傾化等、過疎の町にも風当たりが強くなってきました。実態にこだわり、仲間にごだわってゆきたいと思っています。

(北海道・H)

連日の御奮闘心から敬意を表します。毎号、かならずスミズミまで読んでいます。適切な編集に勉強させてもらっています。私は、N清算事業団に所属していますが、分割・民営の矛盾はさらに広がっており、我々の主張の正しさが証明されてきていますが、できれば「国民会議」のその後の取り組み等があれば——現在の状況も含め、おしえていただきたいと思っています。

(北海道・I)

◇編集部だより◇

▽過日、「まなぶ」の仲間たちの学習会に出席した。テキストは労働大学発行の『社会発展史』（辻確、立松潔著）。

▽テキストを一読後、私は頭をかかえてしまった。縄文、弥生、そしてヒミコ、奈良、平安。そして現代。後者ならともかく、前者の知識は皆無。泥縄式勉強をやってはみたが、頭の中は整理不能。人前で話をできる自信はわいてこない。

▽「まなぶ」の仲間のレポートに私は救われた。徹夜の勉強、その成果を彼らが披露してくれたからだ。この学習会は私にとって有益だった。第一に「まなぶ」の仲間の学習運動の力強さ、第二にこの「まなぶ」の仲間が力を合わせれば、難局を必ず突破できるという自信と確信を与えてくれたからだ。

借金外しで巨大利益

——「JR二年」を問う——

またぞろJR「倒産」論がおきている。労働委員会の中でJR側がその主張を述べるだけでなく、鉄道労連は国労を「JR倒産運動推進者」などと誹謗（ひぼう）している。

しかし、その主張は、何よりも事実を歪（わい）曲している。マスコミでさえ「JR各社の業績、好調持続」「東日本、伸び抜群」（朝日新聞）、「初年度経常益七百億円」「JR東日本、試算の四倍強」（日本経済新聞）などと報道している。このような情勢のもとで今一度、JRの経営状況を分析するとともに、そのことを通じてわれわれの実践的方向を明らかにしていくことが求められている。

本稿は、今後のJR決算分析にむけて、とりあえず公表されている資料にもとづきJRの経営の流れを追ってみることにした。そのために、いくつかの推定モデルをつくってみた。その上での分析なので、数字全体が正確というわけではないが、JRの経営状態について見た場合、大筋においてはその状況を知ることが可能となるだろう。

いずれにしても、四月以降、JR一年の具体的な経営数値が正確に公表されるならば分析はいつでも可能なことであり、その際に本格的な分析を行うことにしたい。（牛久保氏は「国鉄の分割・民営化に反対し、国鉄を守る国民会議」事務局長）

借金をはずされて出てきた黒字

JRの黒字経営の実態はまず国鉄決算を通じて判明する。

国鉄最後の決算（昭和六一年度決算）を民間企業なみの決算に組み直してみると、営業利益は三、六六三億円となる。国鉄は実に一日一〇億円の営業利益を出していたのである。

それが「赤字」決算となるのは、利子債務取扱諸費一兆三、二五三億円という借金負担があるからである。国鉄経営の問題点はこの借金負担にあったのであり、一人ひとりの労働者の働きにあったのでは全くないことがあらためて判明する。

ところで、この借金負担は、JRになって基本的に解消される。その結果、三、六〇〇億という営業利益がうかがわてくる。それが、予想されるJR決算のまず特徴点である。

定員割れで人気も大副減

国鉄最後の決算は、分割・民営化政策によって、さらにその営業上の黒字体質をみせてくれる。

第一に、JR本州三社は分割によって北海道、四国、九州の赤字分を切り捨てることが可能となった。その額は、国鉄再建管理委員会の答申によると、昭和五八年度で北海道一、九五〇億円、四国四三億円、九州一五四億円の計二、一四七億円である。その二千億という金額は本州三社の利益金として上乗せされることになる。

第二に、新聞発表によると、本州三社の収入増は本年一月までに六・三%になるが、この増加分の一カ月分を平均化し一二倍すると一年間の本州三社の収入の目安が出てくる。その増加収入額は一、七〇三億円ということになる。

第三に、本州三社は初めから定員割れで、人件費を削減している。本州三社の定員不足は一二、七七〇人で、一人五〇〇万円とすれば六三八億円の経費減になる。

そのほかにも経費減は円高による燃料（石油）費減やコスト切り下げがある（日本経済新聞）とされているが、とりあえず人件費だけを試算してみても、以上の合計すると、本州三社は実に八、一五二億円もの巨額の営業利益をあげるといふモデル設定が可能になる。これを三社に配分してみると、東日本が五、二九八億円、東海一、一〇〇億円、西日本一、七五二億円となる。

JR東日本の約五、〇〇〇億円という営業利益、これは雑誌『財界』三月一日号が「JR東日本の営業利益は三、〇〇〇億円になる」とした記事と共通する。

本州三社の経常利益は、借金負担分の三、〇九五億円を差し引いても五、〇五六億円という規模になるのである。

トヨタを上回る巨額の利益

本州三社の営業利益は「世界に冠たる」日本の企業の中でも最大級の規模となる。

これまでも最も利益をあげた企業といわれるトヨタにしても昨年六月の営業利益は二、四八四億円。「トヨタバンク」といわれるが、財テクを含めた経常利益も三、九八〇億円ではない。この間、財テクブームでトップにのしあがった野村証券の利益は四、九三八億円であり、これらと比較して、JR本州三社の営業利益はトヨタの三・二八倍、野村証券の一・六八倍にもなる。

私鉄大手と比べてみよう。JR東日本の営業利益は、東急、東武、小田急、京浜急行、西武、京王、京成七社合計の三・九倍。西日本は近鉄、阪急、南海、京阪、阪神五社の二・一倍。東海は名鉄の五・四倍。本州三社の営業利益合計は、一九八五年度の私鉄大手一四社の合計の三・二倍という規模であった。

以上から、JRが「倒産」などとは全く異なる状況にあることが明らかになる。それだけではない。JRの黒字体質に対して何が必要かも判明する。

それは、この利益追求企業に対する民主的規制の課題である。国鉄改革法の定める「地元商店街との調和」を実現し、JRを本来の安全な鉄道事業に進ませることであり、事業部などに差別配属されている国労組合員を本来の仕事に戻させること、そして清算事業団に追いやられた労働者全員をJRに採用させるといふ課題の実現である。

三島に見る分割政策の破綻

本州三社が巨額の利益をあげる一方で、北海道、四国、九州各社の決算は、きわめて厳しい状況が予測されている。

分割・民営化後の三島JR各社はいずれも五%前後の収入の伸びが予定され、それによつて辛じて初年度から黒字になる、とされていた。しかし、その収入の伸びは実現していない。本州三社の収入の伸びが平均六・三%であるのに対して三島の収入増は二・六%でしかない。なかでも北海道は深刻である。

JR北海道は、国鉄時代と比べて営業収入を大幅に伸ばすことを予定し、政府説明で八三億円の収入を予定していた。そのことによつて全体として九億円の利益をあげる、とされていた。

ところが、本年一月現在営業収入の伸びは予定の半分程度、二・六%でしかない。これを三月末まで延長してみた場合、一カ月平均収入を出して二倍にすると、それは六八七億円にしかない。

この推定から出る結論は明快である。仮に一月まで五七三億円の収入に、北海道でもっとも収入の多い九月分七〇億円を二カ月分足したとしても、七一三億円にしかならない。J R 北海道の収入は初年度予定より大幅に下回り、その結果、支出が国鉄改革法の予定どおりとすると、実に一〇〇億円もの初年度赤字を現出させることになる。この額は、円高による燃料費減やコスト削減があったとしても補えるような数字ではないだろう。こうして J R 北海道は、初年度から経営破たんを示すことになる。

先に述べたように本州三社の巨額の利益が明らかになる一方で、J R 三島の経営破たんがあらわれる。なかんずく J R 北海道の深刻な事態は、分割政策の破たんを劇的に示すこととなるだろう。

このように J R 北海道の経営が破たんしたからといって、北海道の鉄道事業を全廃することはできない。鉄道事業を継続するために本州三社と連結して決算をする方式にせざるを得ず、結局は分割の解消による全国的な利益配分を実現する以外にないのである。

公共鉄道で十分採算とれる

これらの分析を通じて、J R 「倒産」論なるものが全く根拠のない虚論であることがはっきりした。しかし、J R の経営分析を通じて判明することは、それだけでなく、より一層重要な内実である。すなわち、営業利益という日常の鉄道事業においてみた場合、国鉄、J R は十二分に採算のとれる巨大企業体だ、ということである。その巨大企業体に求められるのは、国民経済全体との調和のとれた企業運営であり、公共性の立場にたった民主的規制という課題である。

零細な庶民の営業する分野に、何も J R という巨大企業が乗り出す必要性は全くない。J R は安全で正確な、そして働く人びとが誇りをもって就労しうる鉄道事業にまい進すればよく、そのことで採算は十二分にとれているのである。

また私たちは、J R が獲得する利益の行方も十分に監視していかなければならない。国民が利用することによって発生する利益は、ローカル線の確保を含めて鉄道事業のより充実のためにこそ利用されなければならない。「民営」の名のもとに J R の利益を財界への配当金として流すことを、絶対に許してはならない。

しかし、この巨額の利益をもつてしても不可能なのが、新幹線建設など、わが国鉄道事業の基幹的整備に要する費用の調達である。整備新幹線の建設については賛否両論があるが、明確なことは、それは一民営企業がなしうることではなく国家的事業としてしか成立しないということである。

整備新幹線を別にしても今後数年間のうちに東海道新幹線の全面改修が必要だといわれる。この全面改修には新線建設と同様の巨額の費用がかかるが、いまでは日本経済と国民生活にとって不可欠となっている東海道新幹線の全面改修もまた、国家的事業として進めなければならない。大局的に見る限り、結局全国一体の鉄道事業は「民営」では成り立たないのである。

この一年間の決算分析を通じて、以上のように、この国の鉄道事業は「分割・民営化」政策では維持し得ないことが判明する。全国一律の鉄道事業としての利益の援助体制、日常運行における利益を次の設備投資のためにプールするとともに、鉄道事業の基幹的整備のための公共的投資を確保する体制、すなわち全国一律の公共鉄道の回復こそが必要なのである。

(国鉄新聞より転載)

仲間とともに全通運動の再生強化へ

——職場実態を前に問われる活動家の対処——

「連合元年」と鳴り物入で登場した全民労連主導による八八春闘は四月上、中旬をゾーンとして組み立てられその前段での集会などが県レベルでも開催されている。

J・C、同盟主導の春闘路線は今日でも言わば連合発足の布石としてではやされてきたが、その発足を契機にいよいよ本格的な右翼再編成を伴って始動を開始した。

かつての、総評運動高揚期における春闘総体の盛り上がりは、大幅賃上げ獲得を代名詞に職場にふりかかっている各種合理化による厳しい職場実態の改善改革の旗をかがげ、まさに大衆運動の積極的な構えが打ち出されていたが、これらは現時点においては跡形もなく葬り去られている。

それだけに、今八八春闘、更には今後の労働運動を展開するにあたって、この体制下での厳しい条件はあるが、本来の労働運動を構築するため「何をどうするか」を真剣に考え、組み立て、その具体的実践が問われていることはいうまでもない。私たち全通もその意味では迷いながらもこの方向で模索し準備する良心的活動家を中心として一步の前進を試みているところである。

ここでは、これらを紹介し共に頑張っている志を同じくした同志の皆さんとの連帯と、そして報告する実情について理解認識して頂ければという観点でとりあえず直面する全通労働運動の現状を訴える事としたい。

今、職場で何が問題になっているか

ここ二―三年の組織的な懸案事項に、「労働力移動と職歴形成」、さらに「労戦統一と全郵政との合併問題」、そして昨年末に郵政省から提案された「活性化計画」が最重要課題に挙げられる。

これらは、現在の職場環境、労働条件の悪化を伴うことは当然にして、将来への雇用不安は言うまでもなく、対応如何によっては組合そのものの存在が問われることとなる。また、これらの特徴付けるように、現実の職場は過去に比して大変な様変わりをとげようとしている。組合員の声および職場の支配的な空気を特徴に挙げれば次の点に集約できる。

「総じて組合不信と組織離れ」「将来への雇用不安」「労働条件の低下と働き方の根本的な変化」「当局の高圧的な管理強化」「小集団管理の進行」「退職希望の増加と低年齢化の台頭」。こうした事態が、省あるいは組合の上層部役員から日常的に雨霰のごとく職場組合員に吹聴され、「情勢の変化は急ピッチ」「待てない」という言い回しで即断が求められ、自分の目でたしかめ議論するという範囲は極端に抑えられている。

この象徴として一例を挙げることにする。すでに承知のように郵便貯金と民間金融機関との熾烈な競争は郵貯の非課税枠の制限が昨年、国会で取り払われたことにもない、金利の自由化の下で商品の優位性を売り込むお互いの競争が四月から本格的にしのぎを削ぐることになった。

二―三月にこうした状況を踏まえ、本部・本省間では緊急避難的な措置として次のような内容で合意に達し組合員への指令が発動された。「郵貯を民間から守るため関係職員の一丸となったチラシ配布、訪問活動を土曜日内務職員の時間外労働四日、外務職員の日曜

休日出勤で対応する」とし、二月協定を目前にした時点で緊急指令となって下ろされた。土曜閉庁、完全週休二日制が叫ばれている今日、これとはまったく逆流するばかりではなく、貯金事業百年の歴史のなかで始まって以来といわれる、土曜、日曜の勤務体系の変更は、働くものにとつては極めて唐突に、上意下達式に受け止められ職場では大問題と化していった。このように事業の事情によって過去の運動を背景に勝ち取った労働条件（成果）を簡単にしかも短期的に覆してしまうという実態が、この案件だけでなく最近の多くの施策に通ずる運営がなされている。

当然にしてこうした判断に疑義を唱え、職場の声を真面目に反映し限られた判断の枠内で支部交渉による要求獲得に向けた展開を進めて行くこととなるが、今回は特に郵政当局のしめつけが厳しく、最後には当局自らの三・六協定拒否、そして法内超勤の強要を用意し、さらにはこれに抵抗する支部はここのだけという宣伝も繰り返されるといふ事態まで出るにおよび極めて準備周到に臨んできた。

このスタイルは今日の全通をめぐる現状と混迷を余すところなく象徴的に表している。

問題の特徴的な背景

一九七九年反マル生闘争、そして三〇年総括を経て従来の基本路線であった企一、二号（長期抵抗大衆路線）の変更、制度政策闘争路線の決定以来、恐ろしく早く、あらゆる部門で見直しが計られ、そして今日の実態がある。

この変転を要約すると、「雇用不安からくる事業の拡大と安定」「労資対立から事業を共通認識とした安定的労使関係の確立」「職場闘争の放棄と交渉話し合い路線」「対立志向から協調体制へ」「営業活動の積極的関与」等があり、今後の方向も「事業をベースとした一層の協調体制の推進」「主として自らの内部改革と体質改善の組織内整備」「情勢に乗り遅れまいとした称した性急な改革と受け入れ」。そして、これらをとおしての「一層の組織力量の低下と破壊」が間違いないもたらされるであろう。

全通は八八春闘前に中央委員会を開催した。本来であれば春闘に対する闘いの意思統一が計られるが、具体的提起はなくむしろ企業内課題である「労働力移動と職歴形成」「郵政省の活性化計画」「労戦統一と全郵政との合併」が主たる方針提起であった。

この問題は、冒頭にもふれているように今日の全通内における最大の関心事であり、しかも述べてきた現状の象徴的な課題にもなっている。

「労働力移動……」では産業構造の転換と変化に対応するためにと題して「今ある職場から積極的に異動する事を前提に自己改革、意識改革に自ら踏み込む」としなければ将来の雇用は守れず守るためにはこれしかない、組合員に選択を求めたものである。

一口に言えば能力主義、能率色を認めた対置案となっている。時同じくして郵政省からもこの全通案に類する「活性化計画」が提起された。これまた、より中身の濃い首切りも含めた大々的な改革攻撃である。

この省提案の冒頭に「職員にとつては辛く厳しい改革になるが……雇用安定のためには事業の一層の効率化、需要拡大は必須の条件であり職員一丸となった努力を願いたい」として機械化による減員、サービス改善施策、そしてこの活性化の中心部分としてのマンパワーの高揚施策の推進などが明らかにされた。

この意味は、今日までの数々の施策で効率化を計る部分はほとんどやりとげ、残る人的

要素に徹底したメスを本格的に注入していこうとしたものであり、服务体系、賃金体系、人事政策を根本的に見なおし能力主義、生産管理、そしてその障害者であろうとするものを排除する計画となっている。

今、職場では全通本部が提案した「労働力移動と職歴形成」、そしてこの「活性化計画」について議論を展開しているが、組合案と省案というレベルで考えざるを得ず、さらに発展して組合案が省案の先取りではないかという疑念がきわめて率直に寄せられている。

また、労戦統一と全通、郵政との合併では特に過去の郵政省の組織攻撃、分裂攻撃の中で当局の政策により結成された「二組」について永年の差別と選別を受けつづけた感情問題が強く、何よりも重要な生産性向上を了とする組織との合併は、全通運動に関わってきた者にとつて許しがたい提案となっている。

「過去の感情を乗り越えて労働運動の大きな流れに乗り遅れず……」という本部の説明のみではこれらの疑問を取り除くことはできない。そして「合併すれば組合を脱退する」と表明する組合員も出てきている。まさに今日の労働戦線の統一の必要性として幹部が訴えてきた組織率の視点は、現場においては矛盾をさらけだしているのである。

全通はこうした現状と課題についてこの中央委員会以降全国大会に向けて歴史的選択を行なおうとしている。

こうして見てきた三課題に共通して言えることは、すべて情勢の変化と称して事業の危機を背景に競争、競合下でそれに打ち勝つために今、何をすべきなのが事業中心に貫かれている所にある。

したがって、合理化との対決姿勢は薄れ、組合員には省に協力する組合として映ってしまう事になり、その事が職場で合理化を容認する環境に傾いていくことになる。

ある上部役員がこの変転についてこう語っている。「七〇年代に入り労務政策変更闘争中心と言ってもいい運動は使用者である省の業務サボを生み労働組合もまた、事業のことを考えなかったというきわめて不幸な時代であった。その間、民間の参入が着々と進み毎年赤字が重なって、気が付いたときには取り返しのつかない事態に陥っていた。このような事態は今後何としても避けなければならぬ」。こうした思惑で職場組合員の実態をよそにとめどもなくなっているのが現状である。

仲間と共に、全通運動を強化するために

①今、職場では様々な問題があるにもかかわらず組合員、仲間の組織に対する結集度は極端に低下している。ひとつの省施策に対する意思統一の場が参加率の低下と共に減ってきており、各種集会はもとよりその職場での減員攻撃があってもアキラメが先に立ち皆で話し合い、考え、行動するという原則的な取り組みが組織し得ないでいる。

しかし、その反面、労働条件の低下については極めて敏感であり、そこからの解放は誰もが願っているのは間違いない。

支部、分会の活動領域は職場実態に根ざした運動を組み立てることが主たる任務となっているが、先にふれたような大衆との隔たりが多い現状もあって、現場役員の指導性いかによって職場活動の活性化は大きく左右されることとなる。

全通は機関主導、縦型指導による運営の積み上げがあり、運動スタイルは指導を忠実に守るカラーがある。これには長短があるが、活性化を計るためにはその職場にあった創意

工夫した組み立てが必要となるが、指導、指示を守る事が運動であると錯覚した組合主義的運営がの中で台頭したことも事実である。ここに指示待ちの体質が温存されてきた実態がある。今日の本部指導は、合理化施策の割り切りを指導しても、主体的力量を強化し、将来の反撃に転じていくための組織運動論に立った指導は影を潜めている。

したがって、こうした運動スタイルによって創意性ある運動を困難であってもやりとげていく方向を追求する支部、機関の指導に依然として期待し待っている支部とに分かれ、後者では組合員の気持ちを汲み上げるよりも上部のそれを守る事が優先的になりやすい一面を抱えているといえる。

機関決定を守る事が美化されがちであるが、その決定が職場にとって、あるいは組合員にとって効果ならしめるものであるかどうか、判断基準になるのであって、否定すべきものであれば批判を恐れず主張していくことが当然である。先におかれてきた、今後の全通運動にとつての重大な選択は、まさにこの観点で少なくとも現場に直接関わっている活動家の対処が問われている。

②それにしても、右傾化の流れは早い。私たちの構えにも「何とかなる」で一種の「変化」を期待し、いずれ「流れ」が変わるであろうと考えていた側面もあった事は否定できない。つまり、その裏には必ずや「大衆がふるい立ち」「こういう流れを許すはずがない」という幻想を抱いていたという事である。しかし、現状の仲間の意識は省の攻撃の前に不安、不満はあっても総じて組み込まれてしまう実態があり、さらには個人主義へと傾く事を許しさえしている。

この間、労戦統一、活性化計画、労働力移動問題に係わり、一層の危機感を持つに至って、本当にこのままではダメだ」という声が職場からあがる様になってきた。この機会をとらえて、徹底した討論のつみあげと、何かひとつでもやり遂げる事がこの時期、大変重要になっている。幸いにして職場組合員と共に歩を進めようとする支部では、省の合理化施策が入る段階で何らかの歯止めをし、いくつかの前進面を勝ち取り、本部は信頼できなくとも支部方針にはついていける」という声を組織し得ている。

問題は、これから具体的闘いを職場でどう作りあげるにかかっている。その意味で春闘時期におけるような学習会、労働講座の開催を行い、そしてますます企業育成人間を作りあげようとしている職場の管理強化に対して、思想性を身につける努力とそこからの反撃を何としても展開していく事が求められている。

「雇用か失業か」「労働条件は二の次」が今日、資本（郵政当局）からの問いかけである（半分は右派幹部の声）。しかし、この言葉の裏に五〇歳を少し越えて退職希望を出す仲間がかなり増えてきている。聞けば「身体が持たない」「仕事の変化についていけない」ともらして辞めていった人が圧倒的に多い。この実態が意味するものは「労働条件は雇用問題」と言い切れる事を表している。

労働組合の任務は、働ける強い人を育成する事が目的ではなく常に弱い立場にあつて、ふみ台にされていく労働者の実態をぬきにその存在はない。全通運動の再生強化は、言ってみれば、こうした層の仲間たちと共に本当に歩を進める事ができるかどうかにかきポイントがあると一言い過ぎではない。

資本の攻撃を矢面に受ける実態をつき合わせて、これからの確かな一歩を進めていく事を誓い、終りとしたい。

〔「兵庫通信」第十号より〕

許さんぞ労組法改悪

——「廃案へ」と中央集会——

平和憲法のもとで四〇余年にわたり労働者の権利擁護機関として大きな役割を果たしてきた労働委員会制度が抜本的に変質されようとしている。今国会に提出されている労働組合法「改正」法案がそれ。とくに、中労委・公益委員任命にあたっての労使委員の同意権ハク奪は、中労委制度の抜本的変質につながる。このような反動的なねらいを持つ労組法改悪に反対し、総評弁護士団や東京地評、一六単産その他多数団体が共催して「同意権剥奪を許さない集会」を五月一二日夕、東京の日比谷野外音楽堂で開いた。

雨空のもと二千五百人

降ったりやんだりの雨空のもと、約二千五百人が参加。主催者を代表して総評弁護士団の江森幹事長が、労組法改悪の問題点にふれて「今こそ行動に立ち上がろう」と呼びかけた。政党代表あいさつでは、予定されていた社会党の池端代議士が国会調整に拘束され、代わって土井委員長のメッセージが読み上げられた。共産党からは内藤参院議員がかけつけ、「一七日が審議のヤマ場。がんばれば悪法をつぶせる」と激励。さらに中労委労働者委員の平沢氏も法案の粉砕を訴えた。

盛り上がる反対運動

中央労働委員会の中立性を崩しかねない労組法改正案が国会の会期末（五月二五日）を間近に控え、継続審議となるか、廃案となるか、微妙な情勢になっている。同法案は当初、今国会で成立すると見られていたが五月一日現在、審議に入っておらず、そのメドは立っていない。予算案審議が遅れたことがひびいているが、関係労組・団体による反対運動の急速な盛り上がり背景にある。

中労委事件の二〇%を抱える全国一般労組は同法案を生死にかかわる問題と受けとめ、今年初めから反対運動を進め、署名運動や国会要請行動、屋外集会などに力を入れている。このほか地労委事件を多数抱える国労や、純中立組合から労働委員を選出しようという取り組みを進めている出版労連や民放労連など純中立系組合も反対の声をあげるなど、ここに至りて運動が急速に盛り上がっている。

法案の最大の問題点は、中労委の公益委員の選出方法を労使委員の「同意制」から「意見尊重」に変えてしまうこと。総評弁護士団の中労委・国労委統合問題対策事務局長、伊藤幹郎弁護士は、法案の狙いが①国労つぶし②中労委を使用者の救済機関に変えてしまうこと——などにあることを指摘している。

また、かくされた狙いとして、都労委労働側委員の戸塚章介氏のように「今後『連合』以外の組織から労働側委員が推薦されてきた場合に備えて今のうちに同意制をなくしておこうというのが向こうのハラ」という声もある。

さらに、少数組合の団結権の否定などを盛り込んだ労組法抜本改悪が後に控えているといわれ、今回の改正はそのための突破口との見方が強い。

党建協一周年記念総会・講演会に参加しよう

日時 六月五日（日）午後二時～五時

場所 中央労政会館（飯田橋駅下車、セントラルプラザ十一階）

講演 歴史が教えるもの 勝間田清一（社会党元委員長）

今なぜ永世中立宣言か 田畑 忍（同志社大学名誉教授）